

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和7年2月28日

全国健康保険協会広島支部

支部長 松原 真児

1. 調達内容

(1) 調達件名

保健指導推進のための広報資材作成業務委託

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 納入場所

全国健康保険協会広島支部

(広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階)

(5) 見積競争方法

総価をもって競争に付する。

落札に当たっては、見積書(任意様式)に記載された金額をもって落札判定を行うので、見積競争参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(税抜額)を見積書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4、5、6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)「物品の製造」または「役務の提供等」のいずれかの等級に格付され、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(4) 当該案件(仕様書)を確実に履行できると認められる者であること。

(5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3. 見積書の提出場所等

(1) 仕様書等の交付場所、見積書等の提出場所及び問い合わせ先

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階

全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ 担当 山川(さんがわ)

電話 082-568-1011(音声案内後「2」→「4」)

(2) 見積書提出期限

期 限 令和7年3月13日(木) 午後5時15分

※郵送の場合は、簡易書留郵便とし、上記日時までに必着とする。

(3) 見積書の提出方法等

- ・ 見積書の様式は任意様式とする。
- ・ 見積書には、会社名称・代表者氏名を記載し、代表者印を押印すること。
但し、代理として支店長が当該氏名を記載し、支店長印を押印した見積書でも有効とする。
- ・ 郵送で提出する場合は、封筒の目立つ場所に「保健指導推進のための広報資材作成業務委託見積書在中」と朱書きをすること。

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 全額免除とする。

(3) 見積競争に参加を希望する者に要求される事項等

- ・ この見積競争に参加を希望する者は、2 (2) にある競争参加資格確認書類を見積書に添えて提出しなければならない。
- ・ 見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格確認書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ・ 提出した見積書の差替え、変更、取消はできないものとする。
- ・ 見積書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ・ 一旦受領した書類は返却しない。

(4) 見積書の無効

- ・ 記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- ・ 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、見積競争に参加を希望する者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積の条件に違反した見積書は無効とする。
- ・ 競争参加資格確認書類により当該案件を確実に履行できると認められないと判定された者が提出した見積書は無効とする。

(5) 請書作成の要否 否

(6) 契約相手方の決定方法

- ・ 本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会広島支部長が判断した資料を添付して見積書を提出した者であって、有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。
- ・ 同価格の見積書を提出した者が複数いる場合においては、当協会広島支部が指定する方法及び日時場所において、くじ引きにより契約の相手方を決定する。

ただし、見積書を提出した者が直接くじを引くことができない場合は、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(7) 見積結果の通知

見積競争の結果、契約の相手方に決定した者には、すみやかに電話で連絡することとする。

以上

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。